

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金活用検討会の会議ルール（案）

- 1 会議の公開
会議については，原則公開とする。
- 2 会議開催の事前公表
会議開催前に，「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど，あらかじめ公表する。
- 3 会議の傍聴等
傍聴者の定員は，会議の都度，会場等を勘案し事務局で定める。
傍聴希望者が定員を超えるときは，先着順に傍聴者を決定する。
また，傍聴ルールを次のとおりとする。

傍聴ルール

- 1 会議場への入場の際，受付簿にお名前などを記入してください。
- 2 会議は，静かに傍聴してください。
- 3 会議場において発言したり，参加者の発言に対して，拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 4 ゼッケンやたすきを着用したり，旗やプラカードを揚げるなど，示威的行動はしないでください。
- 5 会議場において，許可なく撮影，録音その他これらに類する行為をしないでください。
- 6 このほか，会議場の秩序を乱し，又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

- 4 会議資料の提供
配付又は閲覧の方法により，傍聴者に対し会議資料を提供する。
- 5 会議の進行
会議の進行については，検討会設置の主旨に基づき，各参加者から多くの意見及び情報交換を図る。なお，出された意見は十分尊重し，適切に審議できるよう努めるものとする。
- 6 会議録の作成
会議の記録については，発言の要旨を記載した要点記録とし，内容については，進行役の確認を得た後，これを公表する。また，会議資料を会議終了後に公表する。
なお，参加者の自由な発言機会を確保するため，発言者名を記載しない。
また，会議録作成のため録音，及び市の広報等に活用するため，検討会の様子を撮影する。
- 7 会議録の公表
会議録については，市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。
- 8 参加者名簿
参加者名簿については，市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。